

平成25年9月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち電気こたつ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち芝刈機(歩行型)1件、電子レンジ1件、照明器具1件、
IH調理器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200065を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、川船^{かわふね}
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200065	平成24年3月27日	平成24年4月23日	電気こたつ	NST-75-2	株式会社ニトリ (輸入事業者)	火災	<p>当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。</p> <p>調査の結果、当該製品のヒーターユニットを固定する樹脂製のブラケットに取り付けたねじが仕様より長いものが使用されており、さらにやぐらの中で掛け布団を押し込んで使用していたため、当該ブラケットが高温になるとともに溶融・破損し、ヒーターユニットが脱落した際に敷き布団などを焦がしたものと推定される。</p> <p>なお、本体及び取扱説明書には「ふとんをやぐらの中に押し込んで使用しない」旨、記載されている。</p>	奈良県	平成24年4月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300423	平成25年8月17日	平成25年9月17日	芝刈機(歩行型)	火災	当該製品に給油後、当該製品を始動したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	事業者が事故を認識したのは、9月6日
A201300424	平成25年9月6日	平成25年9月17日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	9月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300425	平成25年7月17日	平成25年9月18日	照明器具	火災	集合住宅の一室を全焼、隣室を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	事業者が事故を認識したのは、9月10日
A201300426	平成25年9月9日	平成25年9月18日	IH調理器	火災	当該製品で調理中、その場を離れたところ、異音が生じたため確認すると、周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し